

平成22年度特別交付税（市町12月分）について

1 本県市町に対する交付額

(1) 総括表

（単位；金額＝百万円）

区 分	平成22年度	順位	平成21年度	順位	増減額 (-)	増減率 / %
長崎県市町分	4,770	12	(17,666) 4,406	11	363	+8.2
全国市町村分	192,985	-	(827,371) 181,768	-	11,217	+6.2
全国総額	(1,031,787) 276,611	-	(949,261) 253,853	-	(+82,526) +22,758	(+8.7) +9.0

()内は、3月分を含む特別交付税総額である。

全国総額は、都道府県分及び市町村分の合計額、順位は全国順位である。
端数処理の都合上、増減額欄の数値が合わないことがある。

(2) 各市町別交付額

別紙1のとおり

2 12月交付分の算定

12月交付分は、特別交付税総額の1/3以内の額を交付することになっており、主として災害対策経費、病院に係る公営企業対策経費等のための特別の財政需要を算定している。

3 本縣市町の特徴

(1) 交付額

本縣市町分の12月交付額は、47億7千万円で、前年度より3億63百万円、8.2%増加した。

項目別では、頑張る地方応援プログラム経費が大きく減少したものの、病院経費が増加したこと、また昨年度3月交付であった項目が12月交付とされた結果、交付総額が増加したものである。

《交付額の大きい項目》

病院	1,431百万円
文化財	293百万円
市場対策(建設改良)	264百万円

(2) 主な増減項目

(単位：百万円)

	項目名	H22	H21	増減額
増	文化財	293	0	皆増
	市場対策(建設改良)	264	0	皆増
加	病院	1,431	1,189	242
減	頑張る地方応援プログラム	0	690	皆減
	市町村合併移行	0	277	皆減
少	へき地医療	80	105	25

文化財及び市場対策(建設改良)については、昨年度は3月交付であったものが、今年度は12月交付とされたことにより皆増となっている。

(参考) 昨年度3月交付額 文化財 286百万円
市場対策(建設改良) 243百万円

項目別の算定内容については、別紙2を参照

4 現金交付日 平成22年12月15日(水)

(別紙1)

平成22年度特別交付税12月交付額

(単位：千円、%)

市町名	平成22年度 交付額 A	平成21年度 交付額 B	増減額 A - B C	増減率 C / B D
長崎市	728,152	618,029	110,123	17.8
佐世保市	741,557	723,446	18,111	2.5
島原市	83,255	54,847	28,408	51.8
諫早市	157,551	157,091	460	0.3
大村市	278,682	77,082	201,600	261.5
平戸市	390,694	338,327	52,367	15.5
松浦市	184,648	207,627	22,979	11.1
対馬市	562,722	444,514	118,208	26.6
壱岐市	284,882	248,365	36,517	14.7
五島市	446,433	424,542	21,891	5.2
西海市	159,987	202,283	42,296	20.9
雲仙市	120,527	90,581	29,946	33.1
南島原市	138,088	94,403	43,685	46.3
長与町	11,416	38,433	27,017	70.3
時津町	7,821	44,338	36,517	82.4
東彼杵町	42,697	57,961	15,264	26.3
川棚町	10,963	39,353	28,390	72.1
波佐見町	21,712	43,076	21,364	49.6
小値賀町	51,389	75,078	23,689	31.6
佐々町	10,641	48,449	37,808	78.0
新上五島町	335,851	378,519	42,668	11.3

市計	4,277,178	3,681,137	596,041	16.2
町計	492,490	725,207	232,717	32.1
市町計	4,769,668	4,406,344	363,324	8.2

【別紙 2】

主な算定対象項目の内容

- 1 病院
市町村立の不採算地区病院の病床数等により算定。
- 2 文化財
国及び市町村指定文化財の件数、埋蔵文化財に係る学術調査経費等により算定された額を措置。
- 3 市場対策（建設改良）
卸売市場の建設改良のため借り入れた地方債の償還のため一般会計から市場事業特別会計へ繰り入れた額の70%を措置。
- 4 頑張る地方応援プログラム
頑張る地方応援プログラムに係るプロジェクトに係る取組経費について算定。
(1団体あたり上限 30,000千円)
- 5 市町村合併移行
合併期日までに要する経費のうち、電算システム統合経費等の合併に伴って特に必要となる経費の50%を措置。
- 6 へき地医療
へき地診療所における応援医師派遣日数、救急患者搬送経費及びへき地診療所に係る施設整備事業に係る元利償還金の60%等により算定された額を措置。
- 7 災害関連項目
・現年災害
国の補助を伴う災害復旧事業費(22.1.1~22.10.31発生分)の事業量及び被災世帯等の人的被害、農作物被害面積に応じて算定された額を措置。